

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 22 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24510375

研究課題名(和文) フランス「対人サービス(SAP)」政策のジェンダー的分析

研究課題名(英文) An Analysis of French Policies concerning "Services a la Personne" from the Viewpoint of Gender

研究代表者

新井 美佐子 (ARAI, Misako)

名古屋大学・国際言語文化研究科・准教授

研究者番号：20313968

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：フランスでは2005年、政府主導によって対人サービス(家事や育児・介護、日常生活における諸作業)部門の整備が開始された。背景として、雇用創出の必要性、ならびに社会の高齢化や地縁の衰弱化・単親世帯の増加・女性の社会進出等に伴う対人サービスの需要増大が挙げられているが、国を問わず女性が多くを担っているこれら労働の市場化は、ジェンダーとも深く関わっている。本研究では、この対人サービスの職業化をジェンダー視点から検討した。

研究成果の概要(英文)：In France, policies concerning "Services a la Personne (Personal Services)" were introduced for the purpose of establishing the sector of domestic service and care work under the leadership of the French government in 2005. The policies were prompted by factors including the need for job creation and the rising demand for "Services a la Personne" against the background of an aging society, declining strength of social bonds and increase in the number of single parent households and working women.

Because the commodification of domestic services and care work is closely related to gender this study examined these policies from the viewpoint of gender.

Most workers in this sector are female and receive a low wage on account of the jobs being largely low-skilled. Demand for such services is likely to increase in future and meeting such demand may entail solving some problems such as finance.

研究分野：ジェンダー

キーワード：ジェンダー フランス 対人サービス

1. 研究開始当初の背景

2005年フランスで、対人サービス* (les services à la personne。「SAP」と略記される。)部門の政府主導による整備が開始された。対人サービス職は無論既存していたが、労働条件に恵まれない非専門職といったネガティブなイメージで捉えられ、ヤミ労働として行われることも少なくなく、広く一般には普及していなかった。しかし、直近15年間のフランスにおいて最も雇用を創出したのがこの部門であり、今後も高齢人口の増大に伴う介護需要の増加(予測)、都市化による地縁の衰弱、単親世帯の増加、女性の労働力供給増等を背景に継続的な需要増大が見込まれることから、国家レベルの新たな公的行政機関「対人サービス局 (Agence Nationale des Services à la Personne)」を設置して、部門としての確立が試みられるに至った。

こうした対人サービス、つまり家事・ケアの市場化は、主に次の二点においてジェンダーと関わる。

(1) 女性の家事・ケア労働の軽減によるジェンダー平等実現の可能性

男女間の労働条件格差の縮小や性別役割分業の解消といったジェンダー平等に向けての方策に関しては、理論的にも政策的にも国内外で多くの先行研究が蓄積されており、それらの多くは家事やケアの大部分を女性が無償で担っていることに、労働条件や社会保障の受益における性別格差の一因を見出している。それらに従えば、家事やケアの社会化(もしくは外部化。市場サービスの購入や公的サービスの利用。)や、男性(夫・父)の家事・ケア労働増が格差解消につながることになる。

(2) 「女性職」としての家事・ケア労働

既存の家事・ケア職は、担い手の大半を女性が占め、低賃金である - つまり「女性職」となっている。その理由は以下のように説明される。家事・ケア職は、完全な社会化が現実的にはほぼ不可能であり、無償部分と常に共存するため、また特殊な技能をそれほど要しない、専門性が高くないため、有効需要の掘り起こしが容易ではなく、さらに賃金の一規定要因であろう料金を高く設定すると需要減少を招きやすい。加えて、労働集約的、生産と消費の同時性や場の同一性が高いといった特性に起因して、労働生産性が製造業に比べ

て上がりにくい(そもそもその測定自体が困難である)。要するに、賃金を押し上げる要因に乏しい。

あるいは、家事・ケア労働は家庭内では通常女性によって多く担われている(もしくは、女性性 - 家事労働に対しては男性よりも女性の方に適性がある - が存在する)とか、労働市場全般において男性よりも不利な立場に置かれることの多い女性の方がこうした新規の職に流入しやすいといった理由で、女性割合が高くなり、それゆえ賃金が抑えられる。

これら二点に基づき、本研究ではフランス対人サービス政策をジェンダー視点から分析した。

2. 研究の目的

上記「1.」で挙げた二点から導かれる具体的な研究目的は、次の二点の捕捉である。

(1) 対人サービス政策のジェンダー・インパクト

対人サービス政策では、需要拡大、すなわち利用促進のため、利用申し込みの簡便化(全国共通の専用電話ダイヤルの設置、インターネットサイトでの「1クリック」アクセス等)や、利用者の所得税控除・サービス料にかかる付加価値税の減免といった経済的優遇措置を講じている。これら諸策によって、どのような人々がどのような目的でどのようなサービスを利用するようになったのだろうか。特に、ジェンダー平等推進に寄与するであろう、女性の家事・ケア労働軽減目的での利用状況を中心に確認する。

(2) 対人サービス部門の賃金形成

既述の通り、家事・ケア職の賃金は一般に低く、フランスにもそれは該当する。賃金形成の方法、決定要素から、低賃金の根拠を明らかにする。

3. 研究の方法

対人サービス局発行の資料・データや当部門の全国協約をはじめとする関連文献・資料の渉猟、ならびに国内外の関連学会や研究会への参加に加え、以下の方法で進めた。

・2007年から毎年1回パリで(地方では随時)開かれている「対人サービス展 (Salon des services à la personne)」を訪れ(2012年、2014年)、資料の収集、関係者とのコンタクト、講演会を通じて情報や知見を

得た。

・対人サービスを提供する中小零細企業の経営者組合連合 (FEDESAP) への聞き取り調査、およびフランス民主労働総同盟 (CFDT) とのメールによる質疑応答を行った (共に 2015 年 3 月)。

なお、本研究の計画では、サービスの利用者と提供者双方への聞き取りもしくはアンケート調査を予定しており、関連の公的団体や労働組合、企業に調査対象の紹介を含む協力を依頼する等して実現に努めたが、有意な調査結果を得るには至らなかった。

4. 研究成果

まず、上記「2.」に掲げた二点については以下が明らかになった。

(1) 対人サービス政策のジェンダー・インパクト

対人サービスの利用者には多いのは、高齢者ならびに経済力に比較的余裕のある中年女性である。女性の家事・ケア労働軽減目的での利用については、既述の通り筆者による利用者への聞き取りやアンケート調査が未実施のため、今後の課題として残されているが、関連して利用者の就労・家族形態では、家事労働軽減の要望が強いと考えられる共稼ぎカップル、就労シングルよりも、片稼ぎカップルによる利用が多いというデータがある (図 1~3)。明らかなように、これらから対人サービス利用による女性の家事・ケア労働軽減は確認できない。

(2) 対人サービス部門の賃金形成

各従事者の時給額は次のように決定される。労使代表が部門内の職業ごとに、「知識」「専門性」「自律度」「職務範囲」「問題解決力」という 5 つの指標についてランク付けし、それぞれポイントを付与する。それらポイントの集計数に応じて、各職業の基礎賃金額 (時給) が毎年設定される。この基礎賃金額は、各部門における労働条件全般を規定する、全国レベルでの労働協約 (Convention Collective Nationale。なお、対人サービス部門では従事形態や職種によって労働協約が異なる。すなわち複数の労働協約が存在する。) 事項となり、それに労働日・時間帯や従事者のキャリア、経済状況等のいわゆる市場的要素が加味され、最終的な賃金額が決まる。

Le BIPE (2011) によれば、対人サービス部門の平均

手取り時給は 9.6 ユーロ (p.16) であり (参考まで、フランスの最低賃金額 (SMIC) は、2010 年当時の純受給額で 8.86 ユーロ/時)、職種による幅があるものの、総じて低いと言える。そして従事者に関しては、非高学歴や無資格の、一家の稼ぎ手たる中年女性という典型像を得られる (p.8)。

筆者が行った上記聞き取り調査では、この部門に少なからず含まれる、「専門性」が低いと評価される職種については、基礎賃金額が低く抑えられる上、従事者数が多いと賃上げ負担 (総額) が膨らんでしまうため、低賃金で推移する傾向にあるとの説明だったが、女性が多い理由、あるいはそのことと低賃金との関連についてはわからないとの回答だった。

(3) その他

上記以外に得られた主な知見として以下が挙げられる。

この政策の最大の目的というべき雇用創出については、2011 年において雇用者数が部門別フルタイム雇用換算で国内 9 位 (ANSP, 2011, p.9。表 1) にあり、増加の一途をたどる付加価値額 (表 2) と合わせ、「(経済) 危機においても堅調」 (ibid., p.34) であると対人サービス局は評価している。また、同じく重要なサービス需要の掘り起こしに関しても、対人サービス局が設立される前年の 2005 年の利用世帯数が 210 万だったのに対し、2011 年にはフランス全世帯数の 17% にあたるおよそ 400 万へとほぼ倍増している (Oliver Wyman, 2012)。

こうした反面、従事者のレベルでは、現在の仕事量で「満足」しているのは、「保育士」を除く職で従事者の約半数であり、かつ「満足でない」従事者はより長く (平均週 10 時間増) 働くことを希望している (Le BIPE-ANSP, 2010, pp.26-27)。対人サービス部門ではフルタイムで働く者は 12% に過ぎず (Le BIPE-ANSP, 2012, p.6)、平均週労働時間が 19 時間弱にとどまり (Le BIPE-ANSP, 2010)、平均月収が単独で生計を維持する額に達していないことが指摘されている (表 3)。従って、少なくとも従事者においては、サービスへの需要、つまり労働時間が充分でないと考えられる。

高齢者人口の増加予測等に鑑みれば、対人サービスへの需要は今後も増加するであろうが、対人サービスを提供する中小零細企業の経営者組合連合への聞き取り調査では、それを有効化するには、現行の税控除や減免といった経済的優遇措置をどこまで維持できるか、

つまりこの部門の財源をいかに調達するかが鍵になるとの指摘があった。

また上記調査では、この部門特有の問題点がいくつか示された。例えば、フランスでは労働者保護を目的に労働現場での禁煙が法定されているが、利用者宅で働く場合、それが遵守されるとは限らない。このように、利用者の住居が職場であったり、(他)人である労働対象と「密接に」関わることが多いため、家事・ケアサービスの労働者が心身へのハラスメントを受けやすいことは既に問題視されているが、本調査でも確認された。

なお、本研究を通じて次の二点が新たな課題として浮かび上がった。

第一に、従事/利用形態の違いによって、労働/利用条件に差が生じるか否かという点である。対人サービス部門には、個人契約、サービス提供機関(企業や団体)経由、(従事者と利用者との)仲介機関経由という3つの従事/利用形態があるが、表3に明らかなようにそれらの間で労働時間や時給に相違が見られ、また表4から全体として個人従業者が多いといった特徴が読み取れる。こうした事象の要因を調べることで、新たな知見を得られる可能性がある。

第二に、対人サービス政策の対象職種の多様性に関する問題である。この政策の対象職種の内容は多岐にわたっており、「誰もがすぐにできる」仕事ばかりとは言い難い。フランスの高齢者介護の現場において、対人サービス政策が既存の関連政策との一貫性を欠いていることを一因に、混乱や弊害が生じていることを指摘した藤森(2013)が端的に示すように、職内容や専門性についての多様性や、既存の関連政策との整合性といった観点からも検討する必要があるように思われる。

***対人サービス政策の対象職種**

○家族向けサービス (Les services à la famille)

ベビーシッター・子守り(訪問もしくは預かり)、子どもの外出時付き添い・送迎、子どもの学習サポート(家庭教師)、習い事(訪問レッスン)、情報関連機器の利用補助、行政手続き・サービスの利用補助。

○日常生活上のサービス (Les services de la vie quotidienne)

家の片づけ・家事、衣類のクリーニング業者委託・

受け取り、庭や畑での軽作業、日曜大工、留守宅や別荘のメンテナンス・見回り、食材の買い出しと調理、食事の配達、買い物、対人サービス利用に関するアドバイス、独居や遠隔地に住む高齢者・障がい者等の見守り代行。

○要介助者向けのサービス (Les services aux personnes dépendantes)

病人・けが人宅での付き添い、高齢者・障がい者の日常生活介助、自動車の代行運転、美容ケア、ペットの世話や散歩。

参考図表

対人サービス利用者の属性 (2008年)

図1 月収(ユーロ)

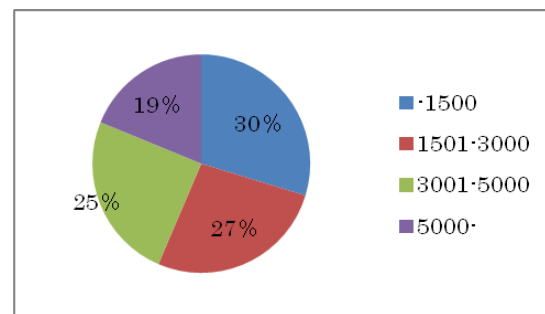


図2 就労・家族形態

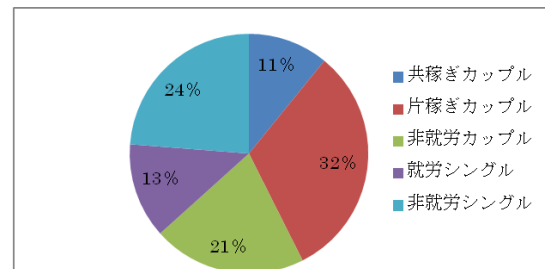


図3 年齢

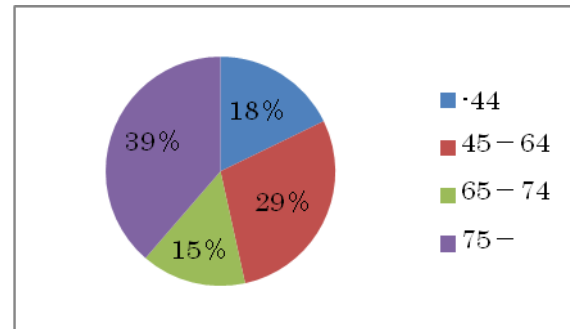


図1~3のいずれも出所: Oliver Wyman (2012) p.20

原出所: Le BIPE-ANSP (2012)、IGF (2011)、Le BIPE (2009)

表 1 対人サービス部門のフルタイム換算雇用者数の推移

年	'05	'06	'07	'08	'09	'10
雇用者数* (万人) ①	76.1	79.6	81.1	83.1	83.8	84.9
①の前年比 成長率 (%)	-	4.8	1.9	2.4	0.8	1.4
総雇用者数* (万人) ②	2224	2247	2285	2302	2268	2267
②の前年比 成長率 (%)	.7	.6	.3	.2	.3	.6
②に占める① の割合 (%)	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7

*フルタイム雇用換算 出所：ANSP (2010) p.34

表 2 対人サービス部門の付加価値額の推移

年	'05	'06	'07	'08	'09	'10
付加価値額 (億€) ①	112	126	138	152	159	167
①の対 GDP 比 (%)	0.73	0.78	0.81	0.87	0.92	0.95
①の前年比成長率 (%)	-	11.8	9.9	10.1	4.8	5
GDP の前年比成長率 (%)	-	4.3	5.2	3.1	-1.6	2.3

出所：ANSP (2010) p.35

表 3 職種および従事形態別の手取り時給、週労働時間、手取り月収の各平均値 (2009 年)

職種および 従事形態	①		②		③	④	⑤	全体	
	個人 契約	機関 従業	個人 契約	機関 従業				個人 契約	機関 従業
平均手取り 時給 (€)	9.0	8.7	9.1	8.5	11.6	15.1	7.9	10.0	10.0
平均週労働 時間	21h	26h	15h	18h	7h	7h	18h	17h	20h
平均手取り 月収 (€)	790	910	590	620	340	540	600	640	720

①高齢者・障がい者の介助

②家事

③その他

④学習サポート、情報関連機器または行政サービスの利用補助

⑤ベビーシッター・子守り

出所：Le BIPE-ANSP (2010) pp.17-19 のデータを筆者が一覧表として集約した。なお、表中、各「職種および従事形態」について「平均手取り時給」×「平均週労働時間」×4 週 の値と、「平均手取り月収」とは、それぞれ別に集計しているためか一致しない。

表 4 職種および従事形態別従事者数 (2010 年)

職種 人数 (千人)	①	②	③	④	⑤	合計
個人契約のみ	269	489	72	36	113	980
機関従業のみ	83	66	11	10	10	179
上記形態の双方	256	131	9	34	12	442
合計	608	686	92	80	135	1601

①～⑤は表 3 と同じ。

出所：Le BIPE (2011) p.13

なお、Oliver Wyman (2012, p.17) によれば、フランスの対人サービス部門では非公式な (いわゆるヤミ) 労働が依然 3 割を占める (2010 年)。

引用文献

藤森宮子 (2013) 「フランスの訪問介護サービス政策の光と影 - 急増した介護職、専門職としての社会的地位は確立できるのか - 」日仏女性資料センター (日仏女性研究学会) 『女性空間』30号、pp.88-101。

Agence Nationale des Services à la Personne (ANSP) (2010) *Le rapport d'activité.*

— (2011) *Le rapport d'activité.*

IGF (2011) *Annexe C Mission d'évaluation approfondie no.3, Evaluation des dépenses fiscales et des niches sociales en faveur des services à la personne.*

Le BIPE (2009) *Etude prospective sur les services susceptibles d'émerger dans le secteur des services à la personne.*

— (2011) *Baromètre de la qualité et de la professionnalisation des emplois des Services à la personne: Résultats de la vague V2 (Octobre 2010) et synthèse des 3 premières vagues, le 22 février.*

Le BIPE-ANSP (2010) *1^{ère} édition du Baromètre de la qualité et de la professionnalisation des emplois des Services à la personne.*

— (2012) *Tableau de bord statistique du secteur et portraits d'acteurs.*

Oliver Wyman (2012) *Services à la personne: bilan économique et enjeux de croissance, Marche & McLennan Companies.*

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

新井美佐子 「フランス『対人サービス』政策に関する検討」『言語文化論集』査読無、第35巻第2号、2014年、pp.3-19、

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/19703/1/arai.pdf>。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新井 美佐子 (ARAI, Misako)

名古屋大学・大学院国際言語文化研究科・准教授

研究者番号：20313968